

「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」の基本的な考え方等（案）について（報告）

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

ガイドラインの基本的な考え方（案）

- 検討会報告書を踏まえ、次の方向性でガイドラインを検討していきたい。

ガイドラインの性格（案）

- 厚生労働省では、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」報告書（以下「検討会報告書」という。）を令和5年10月27日に公表した。
- 「**個人事業者等の健康管理に関するガイドライン**」（仮称）は、検討会報告書をもとに、個人事業者等が健康に働くために、**個人事業者等が自身で行う事項、個人事業者に仕事を注文する注文者又は当該仕事を管理する者（プラットフォームも含む。以下「注文者等」という。）が行う又は配慮する事項等を周知**することで、それぞれの立場での自主的な取組を促すもの。
- 各業種・職種の注文者等や個人事業者等の団体に対しては、個人事業者等の健康管理に資する取組を期待。その際、各業種・職種の注文者等や個人事業者等の団体が、本ガイドラインを参考にそれぞれの業種・職種の実情や商習慣に応じた業種・職種別のガイドラインを必要に応じて策定することも考えられる。

ガイドラインの基本的な考え方（案）

ガイドラインにおける個人事業者等の健康管理の基本的な考え方

個人事業者等による取組

- 個人事業者等は、自ら事業を営む事業者等であることから、健康管理については自ら行うことが基本 < 検討会報告書別添2 >。個人事業者等は、心身に配慮して働くことや健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、自らの健康状態を自覚し、心身の健康の保持増進に努める。

注文者等による取組

- 個人事業者等が注文を受けて仕事を行う場合や他者が管理する環境下で仕事を行うような場合には、注文者等による注文条件等や作業環境が個人事業者等の心身の健康に影響を及ぼす可能性もあることから、その影響の程度に応じて、注文者や作業環境を管理する者が必要な措置を講じる。

個人事業者等及び注文者等の関係団体等による取組

- 個人事業者等や注文者等が加入する業種・職種別の団体や仲介業者は、個人事業者等及び注文者等が上記の取組を円滑に実施することができるよう、必要な支援を行う。

国による取組

- 国は、個人事業者等の健康管理を支援するための取組を行う。

「個人事業者等自身が取り組む」事項の方向性（案）

以下、< > は検討会報告書の対応箇所

定期的な健康診断の受診による健康管理

- 保険者が実施する特定健康診査等の活用による定期的（年1回）な健康診断やその結果に基づく必要な精密検査や受診 < 3 - 3（1）【一般的な健康管理】の1番目の >
- 特定の危険有害な業務について、労働者であれば、事業者に実施が義務づけられている特殊健康診断について、特殊健康診断と同様の健康診断を受けると及びその結果に基づく必要な精密検査や受診 < 3 - 2（1）【安全衛生教育の受講、危険有害業務に係る健康診断の受診等】の2番目の >

長時間の就業による健康障害の防止 < 3 - 3（1）【一般的な健康管理】の1番目の >

- 個人事業者等自身による就業時間の把握及び睡眠・休養の確保も含めた体調管理
- 就業時間が長時間になりすぎないようにすること
健康への影響を未然に防止する観点から、同様の業態で働く労働者に適用される労働時間の基準と同水準の就業時間とすることが望ましい旨を明示
- 就業時間や疲労蓄積度をチェック・記録できるツール（アプリ）等の活用により、長時間就業による疲労の蓄積があると感じる場合に医師による面接指導を受けること

「個人事業者等自身が取り組む事項」の方向性（案）

メンタルヘルス不調の予防 < 3 - 3 (1) 【メンタルヘルス不調の予防】 >

- 定期的なストレスチェックの実施
- 高ストレスと判定された際の医師による面接指導、看護職、心理職等への健康相談を受けること

腰痛等の筋骨格系疾患等の防止 < 3 - 3 (1) 【腰痛等の筋骨格系疾患等の防止】 >

- 自らが就業する場所における適切な作業環境の確保
- 長時間の座り作業や運転業務の際の作業姿勢、適切な椅子等の調整、休憩等
- 情報機器作業を行う際の作業場所の明るさ等の調整、健康診断等

個人事業者等のヘルスリテラシーの向上 < 3 - 3 (1) 【個人事業者等のヘルスリテラシーの向上】 >

- 自らの健康管理に対する意識の向上
危険有害業務に関するものも含める方針

注文者等が実施する健康障害防止措置への協力

< 3 - 2 (1) 【事業者が作業の一部を請け負わせる個人事業者等に対して講じる措置への個人事業者等の対応】関係 >

- 注文者等が作業者の健康障害を防止する観点から定めたルールに従うこと

「個人事業者等に仕事を注文する注文者等が取り組む」事項の方向性（案）

長時間の就業による健康障害の防止

< 3 - 3 (2) 【長時間の就業による健康障害の防止】 >

- 注文者等は、個人事業者等の安全衛生を損なうような長時間就業とならないよう期日設定等に配慮
- 注文者等から依頼される業務の性質上、就業時間が特定される場合は、就業時間が長時間になってしまった個人事業者等から求めがあった場合、注文者等が医師による面接指導を受ける機会を提供

以下に掲げるような特定のケースで働く個人事業者等を想定

注文者等が1日に配送すべき荷物量を指定するなど、注文者等が、日々の業務量を具体的に管理・指定しているようなケース

映画の撮影現場のように、個人事業者側で業務量や業務時間を自由にコントロールできないようなケース

個人事業者等が、注文者等の事業場に常駐して、注文者等の労働者や他の個人事業者等と共同で一つのプロジェクトに従事するなど、個人事業者側で業務時間を自由にコントロールできないケース

メンタルヘルス不調の予防

< 3 - 3 (2) 【メンタルヘルス不調の予防】 >

- 安全衛生を損なうような就業環境、就業条件を付さないように配慮すること
- 労働施策総合推進法、フリーランス・事業者間取引適正化等法に基づく措置によるパワーハラスメント等の防止

健康診断の受診の促進

< 3 - 2 (1) 【安全衛生教育の受講、危険有害業務に係る健康診断の受診等】 < 3 - 3 (2) 【健康診断の受診の促進】 >

- 注文者等が個人事業者等に対し、安全衛生教育や健康診断に関する情報提供や受講・受診機会を提供するよう配慮

危険有害業務に従事する際の健康障害リスクや健康障害防止対策に関する情報、知識の共有を含める方針

「個人事業者等に仕事を注文する注文者等が取り組む」事項の方向性（案）

健康診断の受診の促進（続き） < 3 - 3（2）【健康診断の受診の促進】 >

- 労働者であれば特殊健診が必要となる業務を反復・継続して個人事業者等に注文する注文者は請負契約に当該健診費用を安全衛生経費として盛り込む
- 個人事業者等が専ら一者から注文を受けた仕事のみを行っているような場合であって、契約期間が1年を超えるような場合、1年を超えない契約期間の請負契約を繰り返し締結しているような場合について、請負契約に一般健診費用を安全衛生経費として盛り込むことが望ましい
40歳以上の個人事業者等については、高齢者医療確保法に基づく特定健診（安衛法の一般健診と同じ健診項目）の実施が義務づけられているため一般健診費用を盛り込む必要はない。
- 個人事業者等が作業を行う場を統括する者（建設工事の元方事業者や製造工場の事業者など）は、安全衛生教育の受講や健康診断の実施状況を確認すること（当該者が協力会社などにその確認を委任することも可能とするなど、運用面については配慮）。 < 3 - 2（1）【安全衛生教育の受講、危険有害業務に係る健康診断の受診等】の4番目の >

作業環境による健康障害等の防止 < 3 - 3（2）【作業環境による健康障害等の防止】 >

- 注文者等から依頼される業務の性質上、就業場所が特定される場合には、当該就業場所の適切な環境確保のために必要な措置 が講じられていることを確認

「必要な措置」は室内の温度管理、気積の確保、照度の確保、便所の設置など

就業場所を注文者等が管理していない場合には、当該場所を管理・貸与する者（建築物貸与者）にこれらの措置が講じられていることを確認（労働者を客先に常駐させて就業させる場合の事業者についても同様）